

## マゼランリゾート旅行業務取扱料金表

当社では、お客様のご旅行の取扱に際しまして、旅行業法の定めに基づき、旅行業務取扱料金として下記の料金を申し受けます。予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

### 手配旅行にかかる取扱料金

内容	料金
<b>手配料金</b>	
当社取扱ディスカウント航空券 (日本発の国際線航空券)	1名様1件につき ¥7,000
正規運賃及び正規割引運賃航空券 (日本発の国際線航空券)	1名様1件につき手配金額の20% (下限料金 ¥6,000) (上限料金 ¥20,000)
現地発着航空券のみの手配	1名様1件につき手配金額の20% (下限料金 ¥6,000) (上限料金 ¥20,000)
ホテル手配	無料
現地発着ツアー、ガイド、カーチャーター手配	1件につき ¥2,000 (*注1)
現地交通機関 (鉄道座席・寝台、バス、船舶) 手配	1件(1区間)につき ¥5,000 (*注1)
レンタカー手配	1件につき ¥2,000 (*注1)
レストラン、ゴルフ、スパ、入場券、その他のサービスの予約	1件につき ¥5,000 (*注1)

\* 上記各料金には別途消費税がかかります。

(\*注1) 同一の手配を同時に行う場合は、複数名でも「1件」と数えます。手配日、利用日、利用区間、宿泊・運送期間が異なる場合は、それぞれ「1件」と数えます。

### **変更手続料金**

当社取扱ディスカウント航空券 (日本発の国際線航空券)	1名様1件につき ¥6,000
正規運賃及び正規割引運賃航空券 (日本発の国際線航空券)	1名様1件につき ¥6,000
現地発着航空券のみの予約変更	1名様1件につき ¥6,000
ホテルの予約変更	無料
現地発着ツアー、ガイド、カーチャーターの予約変更	1件につき ¥2,000 (*注1)
現地交通機関 (鉄道座席・寝台、バス、船舶) 予約変更	1件(1区間)につき ¥5,000 (*注1)
レンタカー予約変更	1件につき ¥2,000 (*注1)
レストラン、ゴルフ、スパ、入場券、その他のサービスの予約変更	1件につき ¥5,000 (*注1)

\* 上記各料金には別途消費税がかかります。

(\*注1) 同一の手配を同時に行う場合は、複数名でも「1件」と数えます。手配日、利用日、利用区間、宿泊・運送期間が異なる場合は、それぞれ「1件」と数えます。 \* 航空会社、ホテル等旅行サービス提供期間、ツアーオペレーター、代売会社等に支払う変更料は別途申し受けます。

## マゼランリゾート旅行業務取扱料金表

### 取消手続料金

当社取扱ディスカウント航空券 (日本発の国際線航空券)	1名様1件につき ¥6,000
正規運賃及び正規割引運賃航空券 (日本発の国際線航空券)	1名様1件につき ¥6,000
現地発着航空券のみの予約変更	1名様1件につき ¥6,000
ホテルの予約取消	無料
現地発着ツアー、ガイド、カーチャーターの予約取消	1件につき ¥4,000
現地交通機関(鉄道座席・寝台、バス、船舶)予約取消	1件(1区間)につき ¥5,000 (*注1)
レンタカー予約取消	1件につき ¥2,000 (*注1)
レストラン、ゴルフ、スパ、入場券、その他のサービスの予約取消	1件につき ¥5,000 (*注1)

\* 上記各料金には別途消費税がかかります。

(\*注1) 同一の手配を同時に行う場合は、複数名でも「1件」と数えます。手配日、利用日、利用区間、宿泊・運送期間が異なる場合は、それぞれ「1件」と数えます。

\* 航空会社、ホテル等旅行サービス提供期間、ツアーオペレーター、代売会社等に支払う取消料は別途申し受けます。

### 渡航手続代行料金

内容	料金
旅券 申請書類作成のみ	1件につき ¥5,000 (*注1)
出入国記録書	1件につき ¥3,000
査証 観光査証の申請書作成と申請代行	1人1国につき ¥10,000 (*注2)
イータス登録料	¥5,000
ESTA登録料	¥5,000 (*注2)

\* 上記各料金には別途消費税がかかります。

(\*注1) 同旅券印紙代は別途申し受けます。

(\*注2) 査証料、審査料は別途申し受けます。

### その他の料金

内容	料金
各種証明書	
航空会社の予約確認書(コンスリ)	1書類につき ¥5,000
Eチケットの再発券 (帰国後のマイレージ登録、会社提出などの理由での再発行)	1件1回につき ¥2,000

\* 上記各料金には別途消費税がかかります。

## マゼランリゾート旅行業務取扱料金表

### 別表第2 変更補償金（第30条第1項関係）

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率（％）	
	旅行開始前	旅行開始後
（1）契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
（2）契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。） その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
（3）契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 (変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
（4）契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
（5）契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港 又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
（6）契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便 又は経由便への変更	1.0	2.0
（7）契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
（8）契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。